

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
京都YMCA国際福祉専門学校		平成9年4月1日		加藤 俊明		〒 604-8083 (住所) 京都市中京区三条通柳馬場東入中之町2 (電話) 075-255-3287				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人京都YMCA学園		平成2年3月30日		野村 武夫		〒 604-8083 (住所) 京都市中京区三条通柳馬場東入中之町2 (電話) 075-255-3287				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
教育・社会福祉	社会福祉専門課程		介護福祉学科		平成10(1998)年度	-	平成29(2017)年度			
学科の目的	介護福祉士の養成									
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	・介護福祉士(国家資格)の取得 ・専門的知識と技術の習得 ・円滑なコミュニケーション技術の習得 ・福祉専門職としての幅広い視野と教養を兼ね備えた人材の養成									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			1,920 単位時間	1,320 単位時間	150 単位時間	450 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
					単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率				
80 人	28 人		25 人		89%	3 %				
就職等の状況	■卒業者数(C)		10 人							
	■就職希望者数(D)		10 人							
	■就職者数(E)		10 人							
	■地元就職者数(F)		10 人							
	■就職率(E/D)		100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %							
	■進学者数		0 人							
	■その他									
	無									
(令和 6 年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)										
■主な就職先、業界等										
(令和6年度卒業生)										
介護分野(特別養護老人ホーム・病院 他)										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無					
	評価団体:				受審年月:					
					評価結果を掲載したホームページURL					
当該学科のホームページURL	http://kyoto-c.kyotoymca.or.jp/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数				1,920 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				450 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位時間					
	うち必修授業時数				1,920 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				450 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位時間					
	(B:単位数による算定)									
	総単位数				単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				単位					
	うち企業等と連携した演習の単位数				単位					
	うち必修単位数				単位					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				単位					
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数				単位					
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				1 人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				0 人					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				1 人					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				1 人					
	計				3 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				3 人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

厚生労働省認可の介護福祉養成施設において、指定カリキュラムとして示されている内容を網羅したカリキュラムを編成する。さらに、卒業後、円滑に職業人として職務の遂行ができるよう、その周辺知識においても必要に応じて学習に取り入れて行く。また実際の福祉現場における専門性や、新たに必要となる実務に関する知識・技術について、職業現場との連携を保ちつつ情報収集を図り、教育課程に反映させる。そのために、業界有識者や福祉施設の実務者等により組織された教育課程編成委員会での意見交換や、福祉現場の実習先担当者と教員の懇談会を実施し、その内容を積極的に活用し、学校独自の教育課程を編成するものとする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教務規程に基づき、教育編成は法令の定める基準により校長が編成する。その過程において、介護福祉士として必要となる福祉現場における専門性の動向や、最新の知識・技術について、学校関係者と、業界有識者や福祉施設の実務者により組織された教育課程編成委員会にて意見交換をする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
野村 裕美	同志社大学 社会学部 教授	令和6年11月より2年間	②
下殿 貴也	社会福祉法人 健光園 マネージャー	令和6年11月より2年間	③
加藤 俊明	京都YMCA国際福祉専門学校 校長		—
阿部 和博	同 校長代理		—
清水 香織	同 介護福祉学科 主任教員		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月および12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年12月4日(金) 15:00～16:30

第2回 令和7年7月10日(木) 14:00～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

留学生の介護福祉士国家試験合格率の向上、卒業後の就職定着率等について情報共有がなされた。また、特色の打ち出しと全体的な質の向上の重要性について議論を行った。具現化に向け、校内でも継続審議していく。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

ケアワークは特定の目的に基づいた体系的な援助活動であり、加齢ないし障がいによって種々の問題に直面している者のために高い倫理性を保持しながら専門的知識と技術に基づき、一定の目的のもとに自己を用いていく実践活動である。こうした実践的専門性を身につけ、自己を用いるためには、特別な教育・訓練により基礎的な知識や技術、心構えを学ぶ必要がある。そのために、学内での講義と演習により、介護福祉士に求められる専門的な知識や技術、援助職としての倫理観を身につけると同時に、それを様々な介護場面で行われる個別ケアの観点から、実践の中で検証し、評価し、自己課題を発見し、修正する場として、職業現場での実習を不可欠な学習と位置づける。

実習は福祉施設等と協定を結び、必要な日数、時間数、学習内容が行われるよう実習環境を整備し、施設及び学校担当者は連携を取りながら進めていく。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

学生は福祉施設において、実習承諾書（協定書）の内容に基づき、介護福祉士実習指導者講習会を修了した担当施設職員により指導、援助を受けて実習を行う。教員は実習先を定期的に巡回し、施設担当職員より報告を受け、監督・助言を行い、学生が施設において適切な実習が行えるように指導する。

教員は各実習先より報告される日常業務の遂行状況と実習評価、学生の自己評価と発表の内容を総合し、学習成果として評価する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	各施設の特性及び1日の流れ、利用者の日常生活の支援のあり方を把握する。利用者理解を中心にその家族とのコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認、自己覚知を重点的に理解する。 利用者の様々な生活の場を知り、居宅サービスの役割と生活の場としての多様性を理解する。さらに入所施設の利用者の個別性、コミュニケーションの実践、専門職種の業務内容と協働、介護技術の実践などを理解する。	総合福祉施設 修徳・高齢者福祉施設 健光園あらしやま・介護老人福祉施設 嵐山寮・介護老人保健施設 おおやけの里・特別養護老人ホーム レーベン横大路 等10施設
実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	1つの施設において継続して実習を行い、対象者の介護計画の作成、介護計画実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実施し、実践力を身につける。	総合福祉施設 修徳・高齢者福祉施設 健光園あらしやま・介護老人福祉施設 嵐山寮・介護老人保健施設 おおやけの里・特別養護老人ホーム レーベン横大路 等10施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 教員は専門科目の実務に関する知識・技術、その教授方法について定期的及び継続的に研修・研究の機会を持つ。 (2)研修等の実績 ①専攻分野における実務に関する研修等 研修名:「福祉人材の現状と未来を考える懇親会」 連携企業等:京都市老人福祉施設協議会 期間:令和7年2月8日(土) 対象:福祉系教育機関(就職担当教職員)および法人(施設人事担当者) 内容:福祉人材確保や定着に向けての取り組みについての紹介・顔合わせ(座談会形式) 研修名:「2025年を迎えた介護福祉教育の展望」 連携企業等:日本介護福祉士養成施設協会 近畿ブロック会 期間:令和7年3月1日(土) 対象:日本介護福祉士養成施設協会 近畿ブロック会員 内容:講演「介護の価値を高める生産性向上の鍵」ICTが拓く介護教育の未来～福祉系高校生が取り組むDXの実践」およびテーマ別グループディスカッション 研修名:「誰も取り残されない健康作りを目指して 健康課題に取り組みにくい人が取り組むにはどうしたらいいか～柏原市の課題を通じて～」 連携企業等:関西福祉科学大学総合福祉科学学会 期間:令和7年3月5日(水) 対象:会員 他 内容:地域の健康課題解決に向け、行政・栄養・運動・社会ネットワークの専門家より連携・協働の重要性について学ぶ 研修名:「介護福祉士国家試験パート合格についての説明会」 連携企業等:日本介護福祉士養成施設協会 期間:令和7年3月26日(水) 対象:介護協会員校の役職員 他 内容:令和7年度の国家試験より導入予定のパート合格についての説明(厚生労働省) ②指導力の修得・向上のための研修等 研修名:「支援者向けマインドフルネス実践研修」 連携企業等:京都市地域リハビリテーション推進センター 期間:令和7年3月10日(月) 対象:医療・福祉分野従事者 他 内容:支援者に必要なスキルとしてのマインドフルネスについての講演と質疑応答 (3)研修等の計画 ①専攻分野における実務に関する研修等 研修名:「令和7年度 全国教職員研修会」 連携企業等:日本介護福祉士養成施設協会 期間:令和7年10月31日(金)～11月1日(土) 対象:会員 他 内容:行政説明、基調講演の後、分科会を通じて介護福祉士養成の現状を共有し、課題解決にむけて議論する。(ハイフレックス型) ②指導力の修得・向上のための研修等 研修名:「広がる生きづらさに向き合う:自殺予防における効果的アプローチの実現へ」連携企業等:日本自殺予防学会 期間:令和7年9月5日(水)～9月7日(金) 対象:会員 他 内容:医療福祉従事者等による講演やワークショップを通じて、複雑で多様化した課題に対する効果的なアプローチを模索する 研修名:「令和6年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業 外国人介護人材分野」調査研究事業 合同報告会」 連携企業等:株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 期間:令和7年6月4日(水) 対象:一般 内容:外国人介護人材分野の政策や調査研究事業についての報告会(オンライン形式)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

質の高い専門職の養成のために、カリキュラム、授業運営、学校行事、備品の整備などを工夫し、学生の状況に合わせて様々な試行錯誤を繰り返しながら学校運営を続けている。裁量の拡大と自主自律的な教育活動が大きくなりながら、その実態を外から見えなくしておく事は、学校の独善を進め、一部の恣意的な学校運営を推し進める事になり、本来あるべき方向を容易に見失う事になる。学校はその教育内容や学校運営について広く公表し、評価を受け、常に改善する姿勢を持つ必要がある。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	・理念、目的、育成人材像は定められているか (専門分野における職業教育の特色は何か) ・社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ・理念、目的、育成人材像、特色、将来構想などが生徒保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	・目的等に沿った運営方針が策定されているか ・事業計画に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務、財務等の組織整備など意識決定システムは整備されているか ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	・教育理念等に沿った教育課程の編成実施方針等が策定されているか ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ・キャリア教育実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫開発などが実施されているか ・関連分野の企業関係施設等、業界団体等の連携により、カリキュラムの作成見直し等が行われているか ・関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技実習等)が体系的に位置づけられているか ・授業評価の実施評価体制はあるか ・職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか ・成績評価単位認定の基準は明確になっているか ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・関連分野における業界との連携において優れた教員(本務兼務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ・関連分野における先端的な知識技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか ・職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか ・卒業生在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか

(5) 学生支援	・進路就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか ・高校、高等専修学校等との連携によるキャリア教育職業教育の取り組みが行われているか
(6) 教育環境	・施設設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学内外の実習施設、インターンシップ、研修旅行等について十分な教育体制を整備しているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ・学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ・予算収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか ・生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか ・地域に対する公開講座教育訓練（公共職業訓練等）の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況
 評価項目に沿って実施した自己評価について、委員より聴収した意見を可能な限り反映させていく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
加志 勉	和歌山YMCA国際福祉専門学校 校長	令和7年4月より2年間	校長
山本 孝	フィットネス企画Q 代表	令和7年4月より2年間	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
 (例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
 ホームページ
 URL: <https://kyoto-c.kyotoymca.or.jp/>
 公表時期: 2025年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校理念、教育目標、具体的な教育活動、学校評価に関する委員会の活用状況など、学校ホームページを通じて情報提供を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・学校の教育、人材養成の目標及び特色 ・校長名、所在地、連絡先等 ・学校の沿革、歴史 ・その他諸活動
(2)各学科等の教育	・入学者に対する受入れ方針及び入学者数、定員 ・カリキュラム、授業方法及び年間授業計画 ・学習の成果として取得を目指す資格等 ・進級、卒業の要件及び評価基準 ・卒業生数、卒業後の進路(就職者数、主な就職先)
(3)教職員	・教職員数 ・教職員の組織、教員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・実習、実技等の取組状況 ・就職支援等への取組等
(5)様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組状況 ・課外活動
(6)学生の生活支援	・学生支援への取組状況
(7)学生納付金・修学支援	・学生納付金の取扱い(金額、納入時期等) ・活用のできる経済的支援措置の内容等(奨学金等の案内)
(8)学校の財務	・正味財産増減計画書 ・貸借対照表 ・財産目録
(9)学校評価	・自己評価、学校関係者評価の結果 ・評価結果を踏まえた改善方策
(10)国際連携の状況	なし
(11)その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

URL: <https://kyoto-c.kyotoymca.or.jp/>

公表時期: 2025年7月31日

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程 介護福祉学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の尊厳と自立	人間の理解を基盤として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う。	1前	30	2	○			○		○		
2	○			人間関係とコミュニケーションⅠ	介護実践における人間理解や人間関係、コミュニケーションの基礎的な知識を習得するための学習とする。	1前	30	2	○			○		○		
3	○			人間関係とコミュニケーションⅡ	介護実践をマネジメントするために必要な基礎的知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習をする。	2後	30	2	○			○		○		
4	○			社会の理解Ⅰ	日本の社会保障の仕組みについて学び、介護福祉士の業務がどのような制度に基づいて遂行されているかを理解する。	1前	30	2	○			○		○		
5	○			社会の理解Ⅱ	介護福祉士の業務遂行上必要な介護保険制度の知識を身につける。	2後	30	2	○			○		○		
6	○			資格・就職対策	国家試験の合格に向けての講義及び模擬試験の実施、解説を行う。また、一般常識の習得、模擬面接等の実践を通じて、自己を知り、就職に向けて意識を高める。	2後	30	2	○			○		○		
7	○			キリスト教と福祉	聖書を通じてキリスト教的価値観を身につけ、「人間とは何か」について現代の生命倫理における諸問題を通じて学びを深める。	2後	30	2	○			○			○	
8	○			ビジネススキルⅠ	日本文化におけるマナー、介護現場におけるビジネスマナーを学習し、対人支援に必要なコミュニケーションスキルを身につける。	1前	30	2	○			○			○	
9	○			ビジネススキルⅠⅡ	介護実習で必要な記録作成にあたり、レポート作成の基本を学ぶ。また、基本文法の復習や漢字、語句、敬語の使い方も学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
10	○			介護の基本Ⅰ	生活支援における介護の基本、福祉制度やサービスのあり方を理解し、介護場面での援助方法についてを学ぶ。	1前	30	2	○			○		○		
11	○			介護の基本Ⅱ	生活支援において、介護者は、専門的知識と技術をもって支えることが求められる。事例検討等を通じて意見交換をし、支援のあり方について学習する。	1前	30	2	○			○		○		
12	○			介護の基本Ⅲ	介護を必要とする人の生活を支援するという観点から余暇活動の意義を学び、実践能力を身につける。	1前	30	2	○	△		○			○	
13	○			介護の基本Ⅳ	多職種が連携する上で必要な知識と技術を身につける。介護における安全の確保及び介護者の健康管理についても理解を深める。	1後	30	2	○			○			○	

14	○		介護の基本Ⅴ	介護従事者自身の心身の健康管理について理解する。また、介護予防について学ぶ。	2 後	30	2	○	△		○		○	
15	○		介護の基本Ⅵ	尊厳の保持や自立支援の考え方を理解する。また、感染管理の方策、リスクマネジメント等についても学ぶ。	2 前	30	2	○			○		○	
16	○		コミュニケーション技術Ⅰ	聴覚・視覚障害者を取り巻く現状を理解し、障害に応じたコミュニケーション方法について学ぶ。	1 後	30	2	○	△		○		○	
17	○		コミュニケーション技術Ⅱ	障害の特性に応じたコミュニケーション方法やチームケアを実践するためのコミュニケーション能力を養うための学習をする。	2 前	30	2	○	△		○		○	
18	○		生活支援技術Ⅰ	介護を必要とする人の生活環境を整えるための知識と技術を講義と演習を通じて習得する。	1 前	60	4	○	△		○		○	
19	○		生活支援技術Ⅱ	「最後までその人らしく生きる」ことができるよう、個別ニーズにあった技術提供を目指し、反復学習を行う。	1 後	60	4	○	△		○		○	
20	○		生活支援技術Ⅲ	自立支援や生活の豊かさの観点から介護実践に必要な家事援助の技術の習得を目指す学習をする。	1 後	30	2	○	△		○		○	
21	○		生活支援技術Ⅳ	自立支援や生活の豊かさの観点から介護実践に必要な住環境について学ぶ。また、福祉用具の意義と活用について学ぶ。	2 前	30	2	○	△		○		○	
22	○		生活支援技術Ⅴ	障害の特性に応じた生活支援の技術の基本を学ぶ。また、実践の根拠について説明できる能力の習得をめざす。	2 前	30	2	○	△		○		○	
23	○		生活支援技術Ⅵ	障害の特性に応じた生活支援の技術の基本を学ぶ。また、応用技術を展開するための根拠について説明できる能力の習得をめざす。	2 前	30	2	○	△		○		○	
24	○		生活支援技術Ⅶ	障害の特性に応じたコミュニケーション方法や生活支援の技術の基本を学ぶ。また、応用技術を展開するための学習とする。	2 後	30	2	○	△		○		○	
25	○		生活支援技術Ⅷ	障害の特性に応じた生活支援の応用技術を展開するための学習とする。	2 後	30	2	○	△		○		○	
26	○		介護過程Ⅰ	介護過程の意義と目的を理解し、アセスメントができる能力を身につける。	1 後	30	2	○			○		○	
27	○		介護過程Ⅱ	介護過程の意義と目的を理解し、アセスメント、介護計画の立案、実施、評価できる能力を身につける。	1 後	30	2	○			○		○	
28	○		介護過程Ⅲ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく課題解決の思考過程を習得する学習とする。	2 前	30	2	○			○		○	
29	○		介護過程Ⅳ	個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開について学ぶ。	2 前	30	2	○			○		○	

30	○		介護過程Ⅴ	生活課題に対して、多職種と連携・協働して介護過程の展開ができるよう学びを深める。	2後	30	2	○			○		○		
31	○		介護総合演習Ⅰ	介護実習の意義と目的を理解し、学習態度や礼儀等を身につける。また、実習先の概要を理解し、自己の課題等の把握につとめる。	1前	30	2		○		○		○		
32	○		介護総合演習Ⅱ	介護実習における目標の設定、実習記録の書き方について理解する。また、介護福祉士として求められる資質を確実に習得する。	1後	30	2		○		○		○		
33	○		介護総合演習Ⅲ	実習を通じて、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし、専門職としての態度を養う。	2前	30	2		○		○		○		
34	○		介護総合演習Ⅳ	質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究とその方法を理解する。	2後	30	2		○		○		○		
35	○		介護実習Ⅰ	多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、コミュニケーションを図る。また、多職種連携・協働について理解を深める。	1集中	270	18			○		○	○		○
36	○		介護実習Ⅱ	個別ケアを行うために、対象者の介護計画の作成、実施後の評価や修正といった一連の介護過程を展開し、サービス提供の基本となる実践力の習得を目指す。	2集中	180	12			○		○	○		○
37	○		発達と老化の理解Ⅰ	人間の成長と発達の基礎的理解を学び、身体的、心理的、社会的特徴と発達課題および特徴的な疾患について学ぶ。	1前	30	2	○			○		○		
38	○		発達と老化の理解Ⅱ	高齢者に多くみられる疾患と生活への影響を学び、生活支援の根拠となる知識の習得を目指す。	1後	30	2	○			○		○		
39	○		認知症の理解Ⅰ	認知症の医学的・心理的側面の基礎を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を身につける。	1後	30	2	○			○		○		
40	○		認知症の理解Ⅱ	認知症に伴う生活への影響、家族支援の基礎を学び、地域の中でその人らしい生活が継続できるよう認知症ケアの実践を学ぶ。	2前	30	2	○			○			○	
41	○		障害の理解Ⅰ	障害の医学的、心理的側面の基礎知識について学び、障害の特性に応じた支援の根拠を理解する。	1後	30	2	○			○			○	
42	○		障害の理解Ⅱ	障害の特性に応じた支援や地域でのサポート体制を学び、他職種連携による支援についての理解を深化させる。	2前	30	2	○			○		○		
43	○		こころとからだのしくみⅠ	介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する。	1前	60	4	○			○			○	
44	○		こころとからだのしくみⅡ	生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する。	2前	30	2	○			○		○		
45	○		こころとからだのしくみⅢ	生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する。	2後	30	2	○			○		○		

46	○			医療的ケアⅠ	利用者の尊厳と自立を理解し、安全かつ安楽な生活が送れるよう、リスクマネジメントや清潔保持、感染予防の重要性について理解を深める。	2 前	30	2	○			○		○		
47	○			医療的ケアⅡ	喀痰吸引について、演習を通じて知識と技術を身に付け、評価基準に沿った手順で実施できるよう学びを深める。	2 前	30	2	○	△		○				○
48	○			医療的ケアⅢ	経管栄養について、演習を通じて知識と技術を身に付け、評価基準に沿った手順で実施できるよう学びを深める。	2 前	30	2		○		○				○
合計						48	科目	128 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：試験及び平常の学習状況・レポート提出など所定の基準を満たしたと		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：認められた場合に単位認定する。		1 学期の授業期間	23 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。